

# 山梨県公報

第八十号

令和二年

三月十六日

月 曜 日

## 目次

告示

- 道路の区域変更(二件)……………一一九
- 道路の供用開始(二件)……………一一九
- 収入証紙売りさばき人からの廃止の届出……………一一〇
- 令和二年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等……………一一〇
- 換地計画の決定(三件)……………一一一

## 告示

### 山梨県告示第七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和二年四月六日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十九号
- 三 道路の区域

区 間	旧別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
大月市七保町瀬戸字宮原一〇一七番六地先から大月市七保町瀬戸字宮原九五五番三地先まで	旧	一四・五 一九・三	一一・一
	新	一五・三 二二・五	一一・一

### 山梨県告示第七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和二年四月六日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十九号
- 三 道路の区域

区 間	旧別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北都留郡小菅村字梅木久保二七五六番二二地先から北都留郡小菅村字梅木久保二七五六番一六地先まで	旧	一一・〇 二三・五	四一・六
	新	一三・九 五九・七	四一・六

### 山梨県告示第七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年四月六日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	三日市場南線	山梨市小原西字梅木田八二二番二地先から山梨市小原西字今田一一〇二番一地先まで	一一四・五	令和二年三月十六日

### 山梨県告示第七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から令和二年四月六日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	高下鯉沢線	南巨摩郡富士川町最勝寺字城山 三一九番一地从先から 南巨摩郡富士川町最勝寺字城山 三一九番一地从先まで		一八・〇	令和二年三月十六日

山梨県告示第七十九号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により指定した山梨県収入証紙売りさばき人から廃止の届出があった。

令和二年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

売りさばき場所	住 所	氏 名	廃 止 年 月 日
甲府市太田町九番 一号（中北保健福 社事務所内）	甲府市太田町九番 一号（中北保健福 社事務所内）	中巨摩東部食 品衛生協会 会長 伊藤征 雄	令和二年三月二十七日

山梨県告示第八十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七条の五第一項の規定に基づき、令和二年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負、建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定め、令和二年四月一日から適用する。

令和二年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 競争入札に参加することができる者 競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。
  - 1 令第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
  - 2 令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
  - 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
  - 4 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
  - 5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
- 二 資格審査の申請の方法
  - 1 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、物品等競争入札参加資格審査申請書（第一号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
    - (一) 営業経歴書（第二号様式）
    - (二) 法人の登記事項証明書（法人の場合）
    - (三) 身分証明書（個人の場合）
    - (四) 印鑑証明書
    - (五) 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
    - (六) 納税証明書（申請書提出日の直前の全ての県税及び消費税に係るもの）
    - (七) 契約に關し営業所等に権限が委任されている場合は、その委任状
    - (八) 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合は、それを証明する書面
    - (九) 役員等名簿（第三号様式）
    - (十) 誓約書（第四号様式）
  - 2 申請書及び添付書類は、七に掲げる場所にあらかじめ連絡の上持参すること。
  - 3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。
- 三 資格の有効期限 資格の有効期限は、資格を認定した日から令和三年三月三十一日までとする。

四 変更等の届出 申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があったとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

1 商号又は名称

2 代表者、役員又は代理人

3 所在地又は住所

4 印鑑

5 その他営業に関し重要な事項

五 資格の取消し 知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。

1 一から5までのいずれかに該当することとなったとき。

2 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

六 資格の有効期間の更新手続 県において競争入札が見込まれる年度に競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

七 資格に関する文書を手入するための手段 資格審査の申請に係る様式その他の資格に関する文書は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五―二二三―一三九五）にあらかじめ連絡の上請求して入手すること。

八 その他 この告示の施行の際、現に物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第六十四号）に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から令和三年三月三十一日までの間（当該資格が効力を有する間に限る。）は、この告示に基づく資格を有する者とみなす。

## 公 告

### ● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営中山間地域総合整備事業（双葉北部地区第一―二工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和二年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 縦覧書類 換地計画書の写し

二 縦覧期間 令和二年三月十七日から同年四月十四日まで

三 縦覧場所 甲斐市役所

四 審査請求期間 この公告の日から令和二年四月二十九日まで

五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和二年九月十六日まで

### ● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営中山間地域総合整備事業（双葉北部地区第一―三工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和二年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 縦覧書類 換地計画書の写し

二 縦覧期間 令和二年三月十七日から同年四月十四日まで

三 縦覧場所 甲斐市役所

四 審査請求期間 この公告の日から令和二年四月二十九日まで

五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和二年九月十六日まで

### ● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営中山間地域総合整備事業（双葉北部地区第二工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和二年三月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 縦覧書類 換地計画書の写し

二 縦覧期間 令和二年三月十七日から同年四月十四日まで

三 縦覧場所 甲斐市役所

四 審査請求期間 この公告の日から令和二年四月二十九日まで

五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和二年九月十六日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番